

原子力損害賠償制度に関する国際条約の概要

原子力損害賠償制度に関する国際条約の比較

平成27年5月1日現在

	パリ条約		ウィーン条約		原子力損害の補完的な補償に関する条約 (CSC)
	パリ条約	改正議定書	ウィーン条約	改正議定書	
作成	OECD/NEA		IAEA		IAEA
採択	1960年	2004年	1963年	1997年	1997年
発効	発効	未発効	発効	発効	発効
	1968年	【注1】	1977年	2003年	2015年
締約国等	15か国	2か国	40か国	12か国	7か国
	・英、仏、独、伊などの西欧諸国が中心。また、トルコが締結。 ・この他オーストリア、ルクセンブルグが署名・未締結。	・現在の締約国はスイス及びノルウェー。 ・この他、パリ条約の締約国計14か国が署名・未締結。	・ロシアを含む中東欧、中南米諸国が中心。 ・ブラジル、フィリピンも締結。 ・5か国が署名・未締結。	・中東欧、中南米、カザフスタン、アラブ首長国連邦などが締結。 ・インドネシア、フィリピン等9か国が署名・未締結。	・日本、米、アルゼンチン、ルーマニア、モロッコ、アラブ首長国連邦、モンテネグロが締結。 ・インド、インドネシア、フィリピン、カナダ、オーストラリア等13か国が署名・未締結。 ・パリ条約締約国、ウィーン条約締約国も締結できる仕組みになっている。
最低賠償責任限度額【注2】	1500万SDR (約23億円)	7億ユーロ (約910億円)	500万USD (約6億円)	3億SDR (約450億円)	3億SDR (約450億円)
	戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱				
事業者の免責事由	○	○	○	○	○
	異常に巨大な天災地変				
責任集中・無過失責任	○	×	○	×	○
	○	○	○	○	○
対象となる損害	・人身、財産への損害	・人身、財産への損害 ・経済的損失 ・環境回復費用 ・損害拡大予防措置の費用 ・逸失利益	・人身、財産への損害	・人身、財産への損害 ・経済的損失 ・環境回復費用 ・損害拡大予防措置の費用 ・逸失利益	・人身、財産への損害 ・経済的損失 ・環境回復費用 ・損害拡大予防措置の費用 ・逸失利益
事故時の各締約国による拠出	なし【注3】		なし		有り (一定の基準で各締約国が拠出)
裁判管轄権	事故発生国に裁判管轄権を集中				

【注1】パリ条約の締約国の3分の2以上が締結すると発効する。

【注2】SDR(特別引出権)はIMFの国際準備資産。為替レートは1SDR=150円、1ドル=120円、1ユーロ=130円

【注3】**ブラッセル補足条約(1963年採択、1974年発効)**：パリ条約の責任限度額を超える損害に対し、事故発生国及び他の締約国からも拠出する仕組みを構築する条約(パリ条約とブラッセル補足条約により最高3億SDR(約504億円)までの補償が可能。(締約国)ブラッセル補足条約：ギリシャ、ポルトガル、トルコ以外のパリ条約締約国 **改正ブラッセル補足条約**：改正パリ条約を補強するもので責任限度額をさらに15億ユーロ(約1950億円)に引き上げるもの。

原子力損害の補完的な補償に関する条約

Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC)

(概要及び意義)

● 原子力損害(国境を越える損害を含む)に関する国際的な賠償制度を構築

→ 国際的な賠償制度の構築への貢献は我が国の責務

※2015年1月15日に国際原子力機関(IAEA)本部(ウィーン)において署名、受諾書を寄託。

我が国の締結により本年4月15日に発効。

締約国: アルゼンチン, 日本, モンテネグロ, モロッコ, ルーマニア, UAE及び米の7か国

署名国: オーストラリア, カナダ, チェコ, インド, インドネシア, イタリア, レバノン, リトアニア, モーリシャス, ペルー, フィリピン, セネガル, ウクライナの13か国(2015年5月現在)

※発効要件: 締約国が5か国以上となり, 締約国の原子炉の熱出力の合計が40万MWを上回ること

【条約第20条】(日本以外の締約国の熱出力量合計: 30万MW強, 日本の熱出力量約14万MW)

● 被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実

・原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権を事故発生国に集中【条約第13条】

・原子力事業者が過失の有無を問わず賠償責任を集中して負う

(無過失責任【条約附属書第3条3】, 事業者への責任集中【同条9】)

・自国被害者に対する外国事業者からの公平な賠償の確保(内外無差別【条約第3条2】)

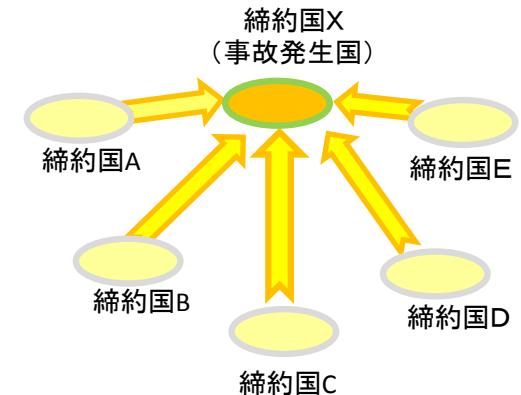
・一定額(原則3億SDR(約450億円))以上の賠償措置を締約国に義務付け【条約第3条1(a)(i)】

・原子力損害が一定額を超える場合, 締約国の拠出金で事故発生国における賠償を補完して補償(拠出金制度)【条約第3条(b)】

● 法的予見性の向上

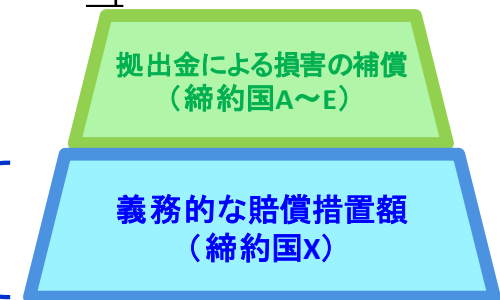
・国際ルール適用により法的予見性を向上。関連企業の活動環境を更に整備。

〈イメージ〉



〈イメージ〉

(これを超える損害については事故発生国(締約国X)の国内法により対応)



(注) 我が国は, 締結に際し, 現行の関連国内法令を踏まえ, ①少量の核物質等を我が国の基準により適用除外とするよう, ②我が国の領海内等において生じた, 我が国と他の締約国の原子力事業者間の輸送中の原子力事故について, 我が国の原子力事業者が責任を負うよう, また, ③原子力施設内の事業者以外の財産が賠償の対象となるよう, 留保を付している。

「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律」 及び 「原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律」 について

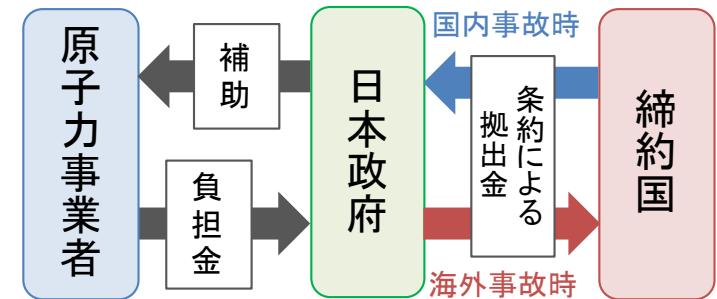
原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

原子力損害の補完的な補償に関する条約の内容を国内で実施するにあたり必要な事項を整備した。

主な整備事項

- ・ 国は、対象原子力損害※について、原子力事業者が行う賠償の費用の一部を補助する。(第3条関係)
※締約国の領域等で発生した又は締約国の国民等が受けた原子力損害をいう。
- ・ 国は、条約による拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者から、負担金を徴収する。(第4条、第10条関係)

(イメージ)



原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

我が国の賠償制度を条約上の制度と適合させるための法整備を行った。

※ なお、原子力損害賠償に関する基本制度（無過失責任・責任集中等）は国内制度と条約で共通。

主な改正事項

- ・ 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬に係る原子力損害の賠償の責任に関する事項の特約は書面による。
(新賠償法第3条第2項関係)
- ・ 原子力事業者は原子力損害が自然人の故意により生じた又は書面による特約があるときに求償権を有する。
(新賠償法第5条関係)
- ・ 核燃料物質等の運搬に係る民間保険契約又は政府補償契約の解除は、運搬中はできないものとする。
(新賠償法第9条の2、新補償契約法第16条関係)

(新賠償法第9条の2、新補償契約法第16条関係)

C S C 締約国, 署名国等における原子炉の運転・建設状況

平成27年5月

	原子炉の基数	建設中の原子炉の基数
日本	48	3
【締約国】		
アルゼンチン	3	1
モンテネグロ	0	0
モロッコ	0	0
ルーマニア	2	0
アラブ首長国連邦	0	3
米国	99	5
【署名国】		
オーストラリア	0	0
カナダ	19	0
チェコ	6	0
インド	21	6
インドネシア	0	0
イタリア	0	0
レバノン	0	0
リトアニア	0	0
モーリシャス	0	0
ペルー	0	0
フィリピン	0	0
セネガル	0	0
ウクライナ	15	2

	原子炉の基数	建設中の原子炉の基数
【その他】		
中国	27	24
韓国	24	4
台湾	6	2

出典:

・各国の原子炉の数については、IAEAホームページ:

<http://www.iaea.org/PRIS/WorldStatistics/OperationalReactorsByCountry.aspx>

・我が国の原子炉の数については、資源エネルギー庁ホームページの情報を元に作成。:

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/pdf/01_02_001.pdf

(「原子炉の基数」に含まれている炉:現在運転中の商用発電炉(廃止措置中の福島第一原発1~6号機は含まない。))「建設中の原子炉の基数」に含まれている炉:東通1号機, 島根3号機, 大間)

※日本の熱出力量(権限のある国内当局により認可された最大熱出力量の合計)は約1.4億kW。電気出力量は約5000万kW。

(注)

- 原子炉の出力を表す方法には、熱出力と電気出力がある。
- 熱出力とは:原子炉で核燃料物質が核分裂を起こして発生するエネルギーの殆どは、熱エネルギーとなる。この熱エネルギーを出力として表現したものを熱出力という。
- 電気出力とは:熱エネルギーによってできた蒸気がタービンを回して生じる電力。電気出力は、熱出力×熱効率(炉型にもよるが、概ね約30%)で求められる。